

●香川県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成22年10月1日	有限会社長炭調剤薬局	仲多度郡まんのう町炭所西1525番地4
平成23年10月26日	安田整形外科医院	東かがわ市土居186番地
平成24年3月31日	もも調剤薬局	丸亀市飯山町西坂元705番地15
平成24年4月30日	医療法人社団瀬尾医院	三豊市仁尾町仁尾丁898番地3
平成24年4月30日	アロハ薬局	丸亀市本町105番地1丸亀フロントビル1階
平成24年4月30日	たきのみや三好薬局	綾歌郡綾川町滝宮1352番地1